

労働者個人と
使用者(事業主)とのトラブルが発生したら…

労働委員会の

相談・あっせんを 受けませんか?

雇用のトラブル
まず相談

無料

アルバイト
OK

秘密
厳守



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん



労働者側からの相談例

- 解雇に納得できない。
- パワハラを受けている。
- 賃金が説明もなく引き下げられた。



使用者側からの相談例

- 退職金の折り合いがつかない。
- 従業員が配置転換に応じない。

労働委員会は、労働相談&あっせん等を行う公正・中立の県の行政機関です。
労働問題の専門家で経験豊富な委員が、話し合いによる円満解決をサポートします!

- 委員による労働相談(面談) 月1回(原則、第4金曜日) ※要事前予約
- 事務局職員による労働相談(電話・面談) 月～金(祝日・年末年始を除く。) 8:30～17:15

愛媛県労働委員会

電話 **089-912-2996(直通)**

ホームページ <https://www.pref.ehime.jp/tiroui/>



〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
(県庁第二別館4階)

各地方局(支局)商工観光室(中小企業労働相談所)でも、担当職員が、相談をお受けします。

東予地方局	〒793-0042	西条市喜多川796-1	Tel.0897-56-1300(代)
今治支局	〒794-8502	今治市旭町1-4-9	Tel.0898-23-2500(代)
中予地方局	〒790-8502	松山市北持田町132	Tel.089-909-8760
南予地方局	〒798-8511	宇和島市天神町7-1	Tel.0895-28-6146
八幡浜支局	〒796-0048	八幡浜市北浜1-3-37	Tel.0894-22-4111(代)